

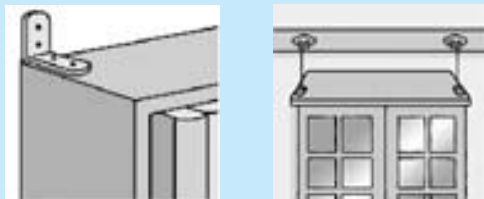
家具転倒防止器具 無償配布・無償取付の紹介

東日本大震災以降、各地で大きな地震が頻発しています。南海トラフ沖で巨大地震が発生した場合、知立市では最大震度が7と公表されています。そのような中、知立市で最も警戒が必要なのは、家具が転倒することによる被災です。災害はいつ発生するかわかりません。ぜひこの機会に、家具転倒防止器具を取り付けて大震災に備えましょう。

▶問合せ 安心安全課 防災係 (☎95-0160)

【家具転倒防止器具の配布】

- ▶無償配布対象者 市内に在住している世帯
- ▶配布器具の種類 L型金具、チェーン式・ベルト式およびポール式器具



- ▶配布数量 100世帯分
- ※1世帯上限家具4個分まで、器具の選択はチェーン式・ベルト式は2個、ポール式は1個まで。

組み合わせ(例)	L型金具	チェーン式・ベルト式	ポール式
L型金具のみ	4		
L型金具 +チェーン式・ベルト式	3	1	
L型金具 +チェーン式・ベルト式	2	2	
L型金具+ポール式	3		1

- ▶配布時期 L型金具は即日お渡しします。その他の器具は後日になります。

- ▶配布条件 1世帯1回限りの申請です。寝室等にある洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス、茶ダンス、本棚等に配布した器具を全て取り付けていただきます。

- ▶募集期間 7月1日(月)～31日(水)
午前8時30分～午後5時15分

- ▶申請方法 募集期間内に市役所3階安心安全課へお越しいただき、申請用紙にご記入ください。申請用紙は市ホームページでダウンロードいただくか、安心安全課で配布します。

- ▶設置後の報告 取り付け後に、器具を設置した写真を提出してください。

- ▶その他 借家にお住まいの人は、器具を設置する前に、必ず所有者の承諾をお取りください。

昨年まで福祉事業として実施していた、器具の取付支援を引き続き行います

【家具転倒防止器具の取付】

- ▶無償取付対象者
 - ①おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、器具の取付が困難な人
 - ②同居者がいずれも障がい者であるおおむね65歳以上の人で、器具の取付が困難な人
 - ③要介護者4または5の認定を受けている人
 - ④身体障害者手帳(1・2級)、療養手帳(A判定)、精神障害者福祉手帳(1級)所持者
 - ⑤その他、要援護者台帳に登録してある人等

- ▶申請方法 器具の配布申請の際に、あわせて安心安全課へ申請してください。

※器具の取付支援は30世帯

